

東大和市地域生活支援拠点等の
整備に関する基本方針

平成31年3月

東 大 和 市

I. 地域生活支援拠点等とは？

1. 国の考え方

国は、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定のための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）において、障害者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、各地域内で地域生活支援拠点等（以下、「拠点等」という。）の整備を図ることとし、各市町村の障害福祉計画・障害児福祉計画における目標として、「地域生活支援拠点等について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備することを基本とする」と決めました。

2. 地域生活支援拠点等における5つの機能

拠点等は、次の5つの機能を備えることとされています。

(1) 相談機能

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受け入れ・対応の機能

短期入所を活用した常時の緊急受入態勢等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場の機能

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保・養成の機能

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくりの機能

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

3. 地域生活支援拠点等の整備手法

拠点等の整備には、5つの機能を集約し、グループホームや障害者支援施設等に付加した「多機能拠点整備型」、または、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」が想定されていますが、これらにとらわれず、地域の実情に応じた整備を行うことも構わないこととされています。

4. 基幹相談支援センター

拠点等の整備において、国の示すイメージでは、基幹相談支援センターが大きな役割を果たすものとされています。当市においては、基幹相談支援センターも未整備であるため、拠点等の整備に合わせて、検討をする必要があります。

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行うこととされています。

- (1) 総合的・専門的な相談支援の実施
- (2) 地域の相談支援体制の強化の取組
- (3) 地域移行・地域定着の促進の取組
- (4) 権利擁護・虐待の防止

II. 東大和市の現状

1. 障害者数の推移

平成30年3月31日現在、身体障害者手帳所持者（身体障害者）が2,682人、愛の手帳所持者（知的障害者）が727人、精神保健福祉手帳有効者（精神障害者）が757人、合計4,166人です。過去5年間の推移を見ると、全体では、平成25年度末の3,827人から3,399人の増ですが、身体障害者はほぼ横ばいで、知的障害者、精神障害者が毎年30人から50人程度増えています。

身体障害者は、肢体不自由の方が5割以上を占めますが、年齢構成では65歳以上の方が約7割と、加齢に伴う障害により手帳を取得するケースが多く見受けられます。知的障害者は、特に軽度（4度）の方の増加が著しく、年齢的には18歳未満の方が約1/4を占め、40歳未満で約7割と比較的若い世代の方が多い状況です。精神障害者は、5年間で30%以上増えています。年齢構成では、30歳代、40歳代、50歳代が多く、40歳代をピークとした山なりの分布になっています。

東大和市の人口は、平成27年をピークとし、以降は微減傾向ではありますが、高齢化の進行や知的障害者、精神障害者の増加傾向を勘案すると、障害者数は今後もしばらくの間、増加していくことが予測されます。また、発達障害の方、高次脳機能障害の方、難病患者の方など、障害者手帳を所持していない方も含めると、実際の障害者数は、さらに増えるものと思われま

<参考>東大和市の障害者数の推移（各年度3月31日現在、単位：人）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害者	2,655	2,655	2,663	2,645	2,682
知的障害者	600	628	668	700	727
精神障害者	572	631	673	707	757
合計	3,827	3,914	4,004	4,052	4,166

2. 障害福祉サービス等の利用状況、事業所の状況

障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）施行以来、障害福祉サービス等の利用者は増加を続けています。過去5年間では、120人増加しています。サービスの中で、利用が増えているのは、成人では、生活介護や就労継続支援などの日中活動サービスやグループホーム、児童では放課後等デイサービスの利用者の増加が顕著です。

＜参考＞障害福祉サービス等利用者数の推移（各年度3月31日現在）（単位：人）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成人	608	609	619	634	666
児童	84	86	100	113	146
合計	692	695	673	747	812

市内には、障害福祉サービス等事業所として、生活介護、就労継続支援、自立訓練等の日中活動の場を提供する事業所が13か所、グループホームが33か所（ユニット数）、短期入所が4か所、放課後等デイサービスが5か所、児童発達支援が1か所、居宅介護が14か所あります。

精神障害者の地域生活支援の拠点である「東大和市地域生活支援センターウエルカム（以下、「ウエルカム」という。）」は、平成15年10月から地域活動支援センターI型として運営しています。また、平成28年10月には、「東大和市総合福祉センターは〜とふる（以下、「は〜とふる」という。）」が開設しました。は〜とふるでは、生活介護や就労継続支援、就労移行支援、自立訓練、短期入所等の障害福祉サービス事業所と主に身体障害者・知的障害者を対象とした地域活動支援センターI型、就労生活支援センター事業等を実施し、新たな地域福祉・障害者福祉の拠点と位置づけられています。

3. 市における拠点等整備の方針

「東大和市障害者総合プラン」（計画年度：平成30年度～平成32年度）において、は〜とふるやウエルカムの機能充実を図るとともに、地域の社会資源を活用し、面的な整備を行うこととしています。

Ⅲ. 5つの機能及び基幹相談支援センターの現状と課題

1. 相談機能

現状

- 市内には、特定相談支援事業所が7か所あり、障害福祉サービス等の計画相談支援を行っています。7か所のうち、は〜とふるとウエルカムは市の委託相談支援事業所です。
- 地域移行支援、地域定着支援を行う一般相談支援は、特定相談支援事業所のうち、は〜とふる、ウエルカムなど、合計4か所で行っています。
- 市役所障害福祉課では、障害福祉係にケースワーカー職員が配置され、主に身体障害者、知的障害者の相談や障害福祉サービス等の支給決定を行い、相談支援係に保健師等が配置され、主に精神障害者の相談や障害福祉サービス等の支給決定を行っています。

- 特定相談支援事業所連絡会は、東大和市地域自立支援協議会（以下、「協議会」という。）の相談部会に位置づけられ、月1回定例会を開催し、情報交換や事例検討、研修会等を通して、相談支援の質の向上に努めるとともに、地域課題の抽出等を行っています。

課題

①対象者の把握について

- 個々の相談支援事業所や障害福祉課で、個別のケースについて状況を把握して、介護者が倒れた場合等の緊急時には、個別に対応をしており、全体での情報共有はなされていません。
- リスクのある人のピックアップについて、障害福祉サービス利用者は特定相談支援事業所で把握できますが、障害者手帳所持者でもサービス未利用の場合は、障害福祉課でないと把握できません。
- 精神障害の未治療者、ひきこもり、知的障害で自立している人など、現在の相談支援体制では、漏れてしまう人もいます。地域包括支援センター（東大和市においては、「ほっと支援センター」）の訪問により支援が必要な方が見つかるという事例もあり、障害分野以外の機関との連携も必要です。

②対象者の登録について

- 「緊急時」の定義を明確にしておく必要があります。
- 登録方法（リスト）…アセスメントシートの作成、アセスメントシートの内容（リスクの種類、連絡体制、支援方法等）、本人の意思確認は必要か、リストの更新、持続可能な方式等、さまざまな検討すべき課題があります。
- 登録した情報の集約をどこで行うのか。

③常時の連絡体制の確保について

- 緊急時に対応するためには、リストの登録者について、関係者によるケア会議を随時行う必要があります。
- 現在、休日や夜間の緊急連絡は、市役所の宿直室で受け、障害福祉課長に連絡が入ることになっています。緊急連絡により対応が必要になるのは、1年間に数回程度です。

④コーディネーターの配置について

- 委託相談支援事業所であるは〜とふる、ウエルカムにそれぞれコーディネーターを配置する必要があると考えられますが、現状では、障害福祉サービス等の計画相談支援で手一杯の状態です。

2. 緊急時の受け入れ・対応の機能

現状

- 市内には、短期入所事業所が4か所（は〜とふる2床、グループホーム併設2か所各1床、東大和療育センター＝重症心身障害者広域型28床）あります。レスパイトや緊急

時には、市内事業所の他、近隣市の事業所を利用しています。

- 緊急一時保護は、主に虐待対応を想定して、は～とふる他3施設と単価契約（空床等があれば利用可能）をしています。

課題

①常時の緊急受入態勢等の確保について

- 「常時確保」は、年間365日、空室を1床借り上げなければならないため、予算措置をする必要があります。
- 入所施設や病院以外は、常時受入のための職員体制が整っている訳ではありません。
- 短期入所事業所以外に、通所施設、グループホームや介護施設等を活用して受け入れることも検討する必要があります。
- 施設に入所するのではなく、居宅にヘルパー等の支援者が来てもらうことはできないか。

②障害特性に応じた対応について

- 障害によって、受入施設等は異なります。知的＝知的入所施設等、身体＝身体入所施設等、精神＝病院等、重症心身障害＝重心施設
- 障害によっては、緊急とはいえ一定程度のアセスメントが必要です。

③緊急時の連絡体制等について

- 相談機能におけるリスト登録者については、あらかじめ支援の手順や受入先の候補等を決めておく必要があります。
- 緊急時に利用が見込まれる施設等について、事前に体験利用をする必要があります。

3. 体験の機会・場の機能

現状

- 市内には、共同生活援助（グループホーム）事業所が33か所（ユニット）、日中活動系サービス（就労継続支援・就労移行支援・生活介護、自立訓練）事業所が13か所あります。
- は～とふるの自立訓練では、宿泊型自立訓練として利用できる居室が14室あります。

課題

- 制度上、グループホームを体験利用することは可能ですが、実際には、当該グループホームに入居する前提での体験利用であり、利用見込みを伴わない体験利用のために空室を確保しておくことは困難です。
- は～とふるの宿泊型自立訓練は、通常、1年間の支給決定で最長3年間利用できますが、柔軟な支給決定を行えば、体験利用に活用できる可能性があります。他市にはあまりないサービスなので、有効に活用することが望めます。
- 宿泊型自立訓練では、一人暮らしの体験はできないので、アパートの1室を借り上げる等により、一人暮らしの体験ができる場も必要です。

4. 専門的人材の確保・養成の機能

現状

- 市内には、医療的ケアや行動障害等、専門的な対応ができる人材の養成ができる機関はありません。
- 重度訪問介護や移動支援のヘルパー、グループホーム世話人、相談支援専門員等、障害者の地域での自立した生活を支える基礎的な人材が不足している状況であります。

課題

- たん吸引、重度行動障害等、専門的研修は市町村レベルでの実施は困難です。
- 喫緊の課題は、基礎的な介護人材の不足への対応です。
- ヘルパー講習等で人材育成を行うほか、介護人材の確保のためのさまざまな方策を検討する必要があります。

5. 地域の体制づくりの機能

現状

- 委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等の現状は、相談機能の項で示したとおりです。基幹相談支援センターは未整備です。
- 協議会には、相談部会のほか、生活部会、就労部会、防災・防犯部会を設けて、地域課題の検討、社会資源の連携や開発に向けた協議を行っています。

課題

- さまざまな関係機関との連携のために、拠点等のしくみを周知して知っておいてもらう必要があります。
- 拠点等のしくみでも、なお漏れる人に対しては、障害者福祉以外のさまざまな地域のネットワークを活用する必要があります。

6. 基幹相談支援センターの機能についての現状と課題

(1) 総合的・専門的な相談支援の実施

- ①障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施

現状 ○障害福祉課障害福祉係（身体・知的）、相談支援係（精神・難病）にケースワーカーや保健師等を配置して相談・援助を行っています。

課題 ○専門性の高い職員の配置がなされているか。
○市の人事異動により、安定的な人材配置は難しい。

(2) 地域の相談支援体制の強化の取組

- ①地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言

現状 ○地域自立支援協議会相談部会の実施（7事業所＋障害福祉課）

課題 ○専門的な指導、助言を行う者はいません。

②地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）

現状 ○研修会、事例検討…相談部会で実施
○サービス等利用計画の点検・評価…相談部会で実施しているが十分ではありません。

課題 ○委託相談支援事業所が中心となって実施しているが、専任でできる体制ではありません。

③地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）

現状 ○相談支援事業者…相談部会
○身体障害者相談員、知的障害者相談員…障害福祉課が事務局となり研修会等を実施
○民生委員…障害福祉課の相談業務の中で連携
○高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等…障害福祉課の関わる各関係機関等の会議（高齢者等虐待防止地域ネットワーク会議、要保護児童対策地域協議会、生活困窮者自立支援調整会議、幼保小連携会議、発達障害者支援連絡会など）

課題 ○学校や医療との連携は、比較的少ない。

（3）地域移行・地域定着の促進の取組

①障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発

現状 ○障害者支援施設や精神科病院等へのアプローチは特に行っていない。

課題 ○専門的に担当する人員の配置

○東京都事業（精神障害者地域移行体制整備支援事業など）の活用

②地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

現状 ○自立支援協議会の運営…障害福祉課が事務局となり、4つの専門部会（生活部会、就労部会、相談部会、防災防犯部会）を設けて活動している。

○各部会からの年度報告により、地域課題について提言

課題 ○提言が実際に施策に生かされているか。

○体制整備のコーディネートには至っていない。

（4）権利擁護・虐待の防止

①成年後見制度利用支援事業の実施

現状 ○障害福祉課にて実施（市長申立ての事務及び後見人等報酬の助成）

課題 ○後見人等報酬の助成は、市長申立てに限る。

②障害者等に対する虐待を防止するための取組

現状 ○障害福祉課に障害者虐待防止センターを設置
○夜間・休日については、市役所宿直から障害福祉課長への緊急連絡体制

課題 ○障害者虐待防止センターが障害福祉課1か所のみでよいか。

IV. 拠点等及び基幹相談支援センター整備の基本方針

当市では、障害者の地域生活を支援する拠点として、精神障害者についてはウエルカム、身体障害者・知的障害者についてはは～とふるが整備され、市の障害福祉課では総合的な相談・支援を行い、協議会では、地域課題の検討、社会資源の連携や開発に向けた協議を行っています。また、グループホームや通所施設等の障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所等が十分とはいえないまでも、整備されています。

これらの既存の支援体制の機能強化を図るとともに、さまざまな社会資源と連携し、有効に活用することが「東大和らしい」拠点等の整備の方向であると考え、以下のとおり、拠点等の5つの機能及び基幹相談支援センターの整備の基本方針を定めます。

<基幹相談支援センター整備の基本方針>

○まず、拠点等の整備において、中心的な役割を担うことが期待されている基幹相談支援センターの整備方針を示します。

○基幹相談支援センターは、市を事務局として、市・は～とふる・ウエルカムの三者の機能を生かして整備を行います。

○市、は～とふる及びウエルカムに新たにコーディネーターを配置します。

○三者による整備における機能の役割分担は以下のとおりです。

(1) 総合的・専門的な相談支援の実施

①総合的・専門的な相談支援の実施…市（は～とふるでは主に身体障害・知的障害、ウエルカムでは主に精神障害について相談を実施。）

(2) 地域の相談支援体制の強化の取組

①相談支援事業者に対する専門的な指導、助言…は～とふる、ウエルカム（市はサポートを行う。）

②相談支援事業者の人材育成の支援…同上

③地域の相談機関との連携強化…市

(3) 地域移行・地域定着の促進の取組

①地域移行に向けた普及啓発…普及啓発は市、実際の取組みは、は～とふる、ウエルカムで地域移行支援、地域定着支援を行います。

②体制整備に係るコーディネート…市

(4) 権利擁護・虐待の防止

①成年後見制度利用支援事業の実施…市

②虐待防止の取り組み…市（虐待防止センター）、通報受理は、は～とふる、ウエルカムでも対応します。

＜拠点等整備の基本方針＞

1. 相談機能

- 特定相談支援事業所及び基幹相談支援センター（市、は～とふる、ウエルカム）の連携により、ハイリスク者（介護者の急病等の緊急時に、身近な者からの支援が見込めない障害者）をリストアップし、アセスメントシートの作成、情報共有を行います。
- 緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行います。
- リストアップしたハイリスク者の情報の集約や管理は、基幹相談支援センターが行います。
- 個別ケースについては、必要に応じて関係者会議（（仮称）拠点ケース会議）を開催します。
- 地域のさまざまな関係機関とのネットワーク構築を行います。

2. 緊急時の受け入れ・対応の機能

- 相談機能において、ハイリスク者をリストアップし緊急時の支援の手順や受入先の候補等を決めておきます。また、受入先候補の施設での体験利用を積極的に行います。
- 緊急時に、通所施設等を活用し、または居宅において、支援者を派遣するしくみを検討します。

3. 体験の機会・場の機能

- は～とふるの宿泊型自立訓練を有効に活用（短期間の支給決定、ヘルパー利用を可とする等）して、体験宿泊に利用できるようにします。
- 合わせて、アパートの1室を借り上げて、一人暮らしの体験ができる場の創設を検討します。

4. 専門的人材の確保・養成の機能

- 基礎的な介護人材の確保や養成に取り組むために、研修コーディネーターを基幹相談支援センターに配置します。
- 人材養成や資質向上のための講習・研修を実施します。
- その他、介護人材の確保のため、国や東京都の制度を活用するとともに、さまざまな方策を検討します。

5. 地域の体制づくりの機能

- 市、は～とふる、ウエルカムの各所にコーディネーター（再掲）を配置して、基幹相談支援センター及び拠点等としての機能を担います。各所及び各所に配置するコーディネーターの役割は以下のとおりです。
 - （1）市（障害福祉課）
 - ①主に障害福祉サービス等利用者以外のハイリスク者の情報を集約します。
 - ②緊急時等には、は～とふる、ウエルカム、相談支援事業所と連携して支援をコーディネ

ネットします。

- ③相談支援事業者への指導・助言、相談支援専門員の人材育成（障害福祉サービス等の計画作成は行わない）
- ④人材確保・育成（研修等の実施・コーディネート）
- ⑤協議会の運営
- ⑥権利擁護・虐待防止（24時間体制への対応含む）
- ⑦市の関係機関との連携の窓口となります。

（2）は～とふる

- ①主に身体障害者・知的障害者のハイリスク者の情報を集約します。
- ②緊急時等には、市、ウエルカム、相談支援事業所と連携して支援をコーディネートします。
- ③相談支援事業者への指導・助言、相談支援専門員の人材育成
- ④地域移行、地域定着の促進

（3）ウエルカム

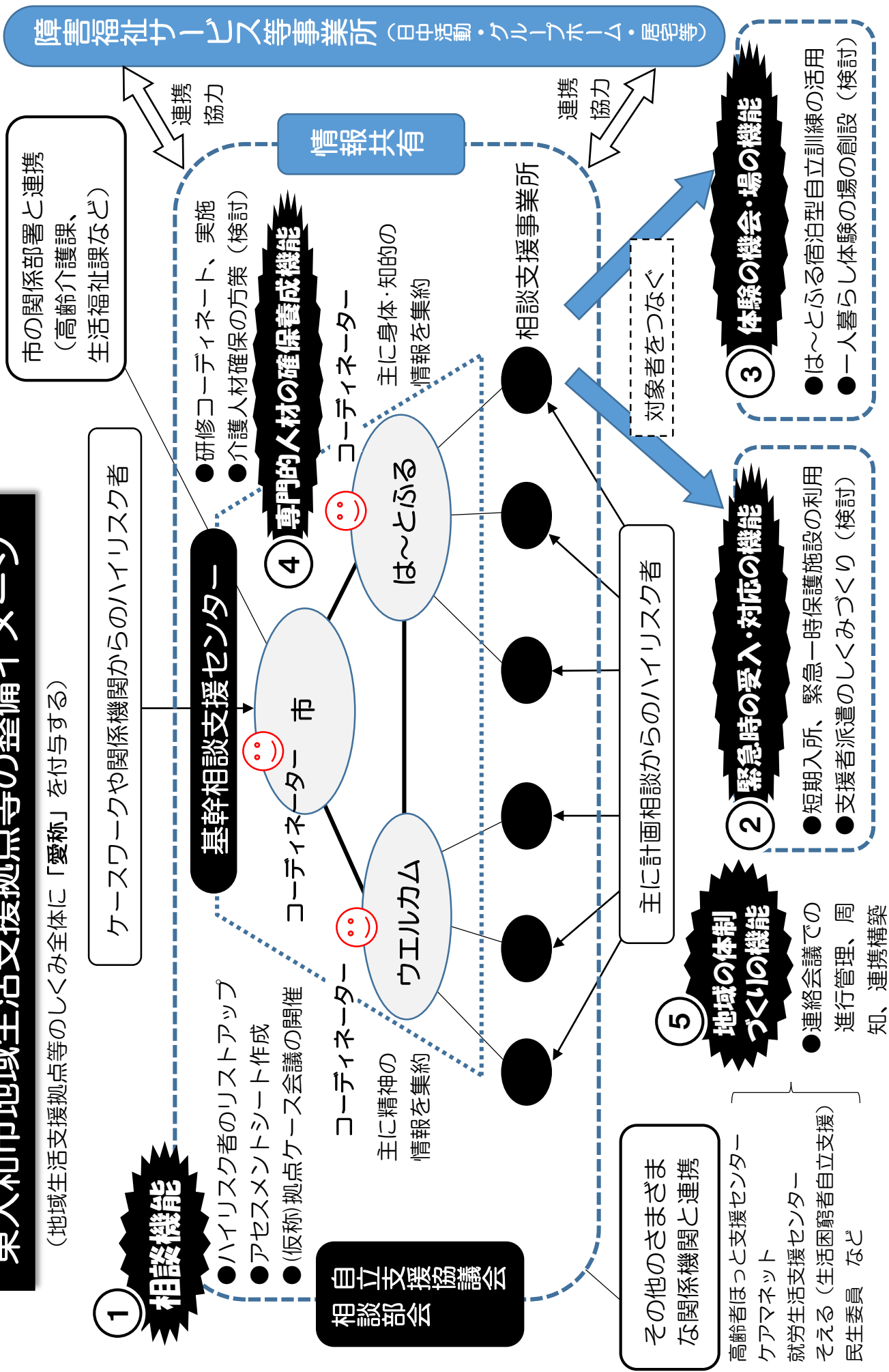
- ①主に精神障害者のハイリスク者の情報を集約する。
 - ②緊急時等には、市、は～とふる、相談支援事業所と連携して支援をコーディネートします。
 - ③相談支援事業者への指導・助言、相談支援専門員の人材育成
 - ④地域移行、地域定着の促進
- さまざまな関係機関との連携のために、拠点等のしくみを周知して知っておいてもらう必要があります。拠点等のしくみに「愛称」をつけて、より多くの方に知っていただくよう努めます。
- 市内の障害福祉サービス等事業所は、ハイリスク者について相談支援事業所と連携して支援に当たるとともに、緊急時の受入・対応や体験の機会・場の確保において、それぞれの事業所の機能を生かして協力をします。また、介護者の資質向上のため、講習・研修等に積極的に参加します。
- 外部の関係機関を含めた連絡会議を設けます。連絡会議では、拠点等の進行管理、関係機関への周知・連携構築等を行います。

拠点等のしくみ及び基幹相談支援センターのイメージを図で示すと次頁のとおりです。

なお、拠点等の5つの機能及び基幹相談支援センターを整備するためには、条件整備や財政的な措置を伴うことから、喫緊に必要な部分を優先し、段階的に整備に取り組むことも必要と考えます。

東大和市地域生活支援拠点等の整備イメージ

(地域生活支援拠点等のしくみ全体に「愛称」を付与する)



1 東大和市地域生活支援拠点等整備検討会議委員名簿

選出区分	氏名	所属
学識経験者	宮本 浩史	立川福祉作業所
東大和市地域自立支援協議会	海老原 宏美	自立生活センター・東大和
	上手 恵美子	生活介護 柿の木会
	鈴木 一広	グループホームなんがい
東大和市総合福祉センター は〜とふる	梅木 恵理子	東大和市総合福祉センター
	井上 千秋	は〜とふる
東大和市地域生活支援センター ウエルカム	田中 海之	東大和市地域生活支援センター ウエルカム
障害福祉サービス事業所	佐藤 佐知子	第一みんなの家
	石川 壮一	NPO法人あかりの木 大地
	島村 和子	東大和ヘルパーステーション

2 検討経過

区分	日程・会場	主な検討内容
第1回	平成30年9月27日 市役所会議棟 第2会議室	地域生活支援拠点等について ／基幹相談支援センターについて ／フリーディスカッション
第2回	平成30年10月22日 総合福祉センターは〜とふる 多目的集会室	地域生活支援拠点等の機能別の 検討
第3回	平成30年11月20日 市役所 201会議室	地域生活支援拠点等の機能別の 検討
第4回	平成30年12月27日 中央公民館 視聴覚室	地域生活支援拠点等の機能別の 検討
第5回	平成31年1月25日 総合福祉センターは〜とふる 多目的集会室	拠点等の整備に関する基本的方 針（案）について
第6回	平成31年2月15日 中央公民館301学習室	拠点等の整備に関する基本的方 針（案）について



東京
ゆったり日和
東やまと